

# 関東信越税理士会 熊谷支部1月例会次第

日時 平成24年1月16日(月)  
午前9時30分~  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- (1) 12月15日(木) 研修会・例会・署との協議会
- (2) 12月15日(木) 支部忘年会
- (3) 1月 6日(金) 新年挨拶回り
- (4) 1月 6日(金) 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会
- (5) 1月10日(火) 正副支部長・署との協議会
- (6) 1月10日(火) 正副支部長・地域長会議
- (7) 1月11日(水) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会
- (8) 1月14日(土) 行政書士会熊谷支部新年賀詞交歓会

於 ホテルガーデンパレス  
於 ホテルガーデンパレス  
於 熊谷税務署他  
於 ホテルガーデンパレス  
於 熊谷税務署  
於 支部事務局  
於 埼玉グランドホテル深谷  
於 マロウドイン熊谷

## 2. 会務予定及び連絡事項

### (1) 例会・地域例会・署との協議会

日時 1月16日(月)午前9時30分~  
場所 ホテルガーデンパレス

### (2) 支部研修会

日時 1月16日(月)午前10時30分~12時30分  
場所 ホテルガーデンパレス

### (3) 第2回支部理事会

日時 1月16日(月)午後12時30分に集合(昼食有) 午後1時~2時30分  
場所 ホテルガーデンパレス 2F鶴

### (4) 県連支部長会・県連理事会・賀詞交歓会

日時 1月18日(水)午前11時00分~  
場所 パレスホテル大宮

### (5) 農業青色申告連合会との調印式

日時 1月19日(木)午後3時00分~  
場所 熊谷税務署

### (6) 熊谷地区税務指導四者協議会

日時 1月20日(金)午後3時30分~  
場所 熊谷会館

### (7) 支部電子申告パソコン研修会 第1回

日時 1月24日(火)午後1時30分~  
場所 埼玉工業大学

### (8) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月25日(水)午後6時30分~  
場所 マロウドイン熊谷

### (9) 支部青年部と弁護士会との懇談会

日時 1月27日(金)午後7時00分~9時00分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷

### (10) 支部電子申告パソコン研修会 第2回

日時 1月31日(火)午後1時30分~  
場所 埼玉工業大学

### (11) 正副支部長・地域長会議

日時 1月31日(火)午後6時00分~  
場所 支部事務局

### (12) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会

日時 2月1日(水)午後5時00分~  
場所 埼玉グランドホテル深谷

### (13) 正副支部長・署との協議会

日時 2月3日(金)午後4時00分~  
場所 熊谷税務署

(14) 支部青年部と法人会青年部との合同研修会及び懇親会

日時 2月3日(金)午後4時00分～

場所 ホテルシティフィールドかごはら

(15) 熊谷法人会合同研修会

日時 2月6日・7日

場所 群馬県水上町

3. その他の協議報告事項

・  
・派遣関係 支部推薦

熊谷市公共下水道事業運営審議会委員 曽根邦夫会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

(1) 関東信越税理士会情報

(2) 埼玉県税理士会支部連合会情報

(3) 熊谷支部各部会情報

(4) その他

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

相馬広明(平成23年12月21日入会)(所属分掌機関 税務支援対策部)

〒360-0041 熊谷市宮町1-44 シャトレ宮町306

TEL・FAX 501-5210

税理士法人設立

エヌケイ税理士法人

能見孟俊(平成23年12月7日 登記)

〒360-0037 熊谷市筑波1-195

転出

加藤一郎(平成23年12月27日 秩父支部へ転出)

〒368-0034 秩父市日野田町1-6-6 エヌケイ税理士法人秩父事務所

TEL 0494-23-1171

6. 次回例会予定

日時 2月7日(火) 午前10時30分～支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス

研修会

日時 2月7日(火) 午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 平成23年度確定申告研修

講師 熊谷税務署担当官

\*バス 午前10時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発  
午後12時30分 熊谷駅南口発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2011

支部ホームページアドレス

<http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

例会資料が見られます。

e-taxの利用を推進しましょう

法定調書(合計表)・確定申告書の提出はe-taxの利用をお願いします。

# 被災者生活再建支援金の 税務上の取扱いについて

## — 所得税の雑損控除の取扱いを見直します —

- 所得税の雑損控除の金額については、災害などにより住宅や家財に生じた損失の金額から、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより、その損失の金額を補てんされる部分の金額を控除するとされています。

【一般的な雑損控除の金額の計算】

$$\text{損失の金額} - \frac{\text{保険金等により補てん}}{\text{(被災者生活再建支援金)}} - (\text{所得金額} \times 10\%)$$

- 平成 19 年改正後の被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下「被災者生活再建支援金」といいます。）については、住宅が全壊等された世帯を対象に、その被害の程度や住宅の再建方法により支給されるものであることから、これまで、税務上は、雑損控除の損失の金額から控除するものとして、取り扱ってきました。
- この税務上の取扱いについて、東日本大震災後の実情などを踏まえ、再検討を行い、この度、その取扱いを見直し、被災者生活再建支援金については、雑損控除の損失の金額から控除しないものと変更することにしました。
- このことにより、今後、新たに雑損控除を適用し、確定申告書などを提出される方につきましては、見直し後の取扱いによることになります。  
また、既に、東日本大震災に係る雑損控除の損失の金額から被災者生活再建支援金を控除して確定申告書などを提出された方につきましては、この取扱いの見直しにより、雑損控除の金額が増加することになり、翌年に繰り越す損失額が増加する場合や、所得税が還付される場合があります。  
この場合の雑損控除の金額の見直しに関する手続きにつきましては、平成 23 年分の確定申告期間が終了した平成 24 年 5 月以降に開始します。
- 今回の税務上の取扱いの見直しは、東日本大震災後の実情などを踏まえたものですが、平成 19 年改正後の被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災以外の災害により支給された被災者生活再建支援金についても、遡って取扱いを変更することとします。

**質問** 既に、平成22年分の申告で、東日本大震災に係る雑損控除の手続きをしていますが、平成23年分の確定申告期間に今回の取扱いの見直しに関する手続きをする必要があるのですか。

**答** 既に、東日本大震災により住宅などに生じた損失について、平成22年分の申告において雑損控除の適用を受けている方の中には、見直し後の取扱いにより雑損控除の金額を再計算することで、翌年に繰り越す損失額が増加する方や、所得税額が還付されることになる方もいらっしゃいます。

そのような方に対しては、平成24年5月以降に、税務署からご案内することとしていますので、平成23年分の確定申告期間中に、平成22年分から翌年に繰り越す損失額の見直しを含め、見直し後の取扱いに関する手続きをしていただく必要はありません。

- 宮城県及び福島県の両県の一部の地域については、申告・納付等の期限が延長されています。また、これら以外の地域の方についても、東日本大震災による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。
- ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

# 平成24年度税制改正大綱の主要項目

本会総合企画部

番号	個人所得課税	施行日
1	給与所得控除額に上限を設ける。(給与等の収入金額が1,500万円超の場合は、一律245万円) 特定支出控除について次の見直しを行う。	

番号	個人所得課税	施行日
1	給与所得控除額に上限を設ける。(給与等の収入金額が1,500万円超の場合は、一律245万円) 特定支出控除について次の見直しを行う。	

番号	個人所得課税	施行日																
1	給与所得控除額に上限を設ける。(給与等の収入金額が1,500万円超の場合は、一律245万円) 特定支出控除について次の見直しを行う。																	
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 90%;">特定支出の範囲の拡大</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)。但し、勤務必要経費の合計額が65万円超の場合は65万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定支出の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合(現行:給与所得控除額を超過する場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>給与等の収入金額が1,500万円以下の場合は、給与所得控除額の2分の1相当額</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は、125万円</td> </tr> </table>	①	特定支出の範囲の拡大	イ	職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費	ロ	勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)。但し、勤務必要経費の合計額が65万円超の場合は65万円	特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し		特定支出の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合(現行:給与所得控除額を超過する場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。		②		イ	給与等の収入金額が1,500万円以下の場合は、給与所得控除額の2分の1相当額	ロ	給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は、125万円	平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用。
①	特定支出の範囲の拡大																	
イ	職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費																	
ロ	勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)。但し、勤務必要経費の合計額が65万円超の場合は65万円																	
特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し																		
特定支出の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合(現行:給与所得控除額を超過する場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。																		
②																		
イ	給与等の収入金額が1,500万円以下の場合は、給与所得控除額の2分の1相当額																	
ロ	給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は、125万円																	
3	勤続年数が5年以下の法人役員等が、役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。(役員等とは法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員とする)	平成25年分以後の所得税について、個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用。																

資産課税
------

1	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1.5億円(現行:2億円)に引き下げた上、適用期限を2年延長(措法36条の2)	平成24年1月1日以後の居住用財産の譲渡について適用。
2	認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を50万円(現行:100万円)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(自己資金型)	

3	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長(措法41条の5)	
---	---	--

4	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長(措法41条の5の2)	
---	---	--

5	住宅ローン控除について、低炭素まちづくり促進法(仮称)の制定に伴い、同法に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅(「認定住宅」)の新築等をして、平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次の通りとする。(認定長期優良住宅に係る措置と同様の措置)	平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合に適用。
	居住年 平成24年 平成25年	控除期間 10年間 10年間

6	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(現行:1,000万円)について、次の措置を講ずる	平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得資金に係る贈与について適用
	省エネルギー性、耐震性を備えた良質な住宅用家屋(床面積240m <sup>2</sup> 以下)の取得のための贈与	し、適用期限を平成26年12月31日までとする。
①	イ 平成24年中の贈与 1,500万円 ロ 平成25年中の贈与 1,200万円	
二	ハ 平成26年中の贈与 1,000万円 ニ 東日本大震災の被災者については、非課税限度額は1,500万円で床面積基準なし。	

	上記①以外の住宅用家屋(床面積240m <sup>2</sup> 以下)の取得のための贈与	
イ	平成24年中の贈与 1,000万円	
ロ	平成25年中の贈与 700万円	
ハ	平成26年中の贈与 500万円	
二	東日本大震災の被災者とは、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者(その住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含む)をいう。	
7	住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長する。	
8	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予について、10年以上(貸付時に65歳未満である場合には20年以上)納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置を講じる。	
9	林業経営相続人が、認定計画が定められている区域内に存する山林(立木及び林地)について、その認定計画に従つて施業を行つてきた被相続人から、その山林を一括して取得し、その認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、一定の山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。林業経営相続人とは、被相続人の推定相続人であって、認定計画が定められている区域内に存する山林を一括して取得することにつき、農林水産大臣の確認を受けた後継者をいう。	
10	相続税の連帯納付義務について、次の場合は連帯納付義務を解除する。 ① 申告期限等から5年を経過した場合。但し、申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることがあることとする。 ② 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合	平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用。但し、同日ににおいて滞納となっている相続税についても左記の改正と同様の扱いとする。
	試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度を2年延長する。(所得税についても同様)	
1	環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、それらの設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。(所得税についても同様)	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間。
2	中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税についても同様)	
3	交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長し、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長する。	
4	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。(所得税についても同様)	
5	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。	
6	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の買換資産の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。(所得税についても同様)	
7	① 土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうち、その面積が300m <sup>2</sup> 以上のものに限定する。 ② 貨物鉄道事業用の機関車の範囲から入換機関車を除外する。	

## その他

<p>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特別等について、その年中に取引のなかつた特定口座については、その特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととする。但し、その居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があつた場合には、その報告書を交付しなければならないこととする。</p>	<p>源泉徴収に係る所得税の納期に関する特別について、次の措置を講ずる。</p>
<p>① 源泉徴収に係る所得税の納期の特別について、7月～12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を、翌年1月20日(現行:1月10日)とする。</p> <p>② 給与・退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特別を廢止する。</p>	<p>平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用。</p>
<p>国外財産調書制度の創設</p>	
<p>国外財産調書の提出</p> <p>① その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外に所在する財産(以下「国外財産」という)を有する居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という)を、翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。但し、国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することにより、その明細書への記載は要しないこととする。尚、財産の評価については原則として「時価」とするが、「見積価額」とすることもできる。</p>	
<p>国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特別</p> <p>② 国外財産に係る所得税又は相続税について申告漏れ又は無申告(以下「申告漏れ等」という)がある場合において、提出された国外財産の記載があるときは、その記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)は、通常課されるこれら加算税額からその申告漏れ等に係る所得税又は相続税の5%相当額を控除した金額とする。</p> <p>③ 次に掲げる所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書(譲渡、解約等がある場合も含む)その前年分の国外財産調書。次のハにおいて同じ)にその申告漏れ等となつた所得に係る国外財産から生じる利子・配当 ④国外財産の貸付・譲渡による所得 ⑤その他国外財産に起因して生じた所得</p> <p>ハ 又は相続人により提出された相続の前年分の国外財産調書</p> <p>又は相続人により提出された相続の年分の国外財産調書のいづれかに、その申告漏れ等に係る国外財産の記載があるとき。</p>	<p>平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用する。但し、④口の罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。</p>
<p>国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特別</p> <p>③ 上記②口の所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないとき(更正・決算を予知して期限後に提出されたときを含む)又は提出された国外財産調書にその申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含む)ときは、その提出又は記載がない部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額にその申告漏れ等に係る所得税の5%相当額を加算した金額とする。</p> <p>イ 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。</p> <p>④ 口 状免除規定を設ける。</p>	<p>平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用。</p>
<p>④ 関連者の利子を利用した租税回避への対応として、法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないという、過大支払利子税制が導入される。</p>	

平成24年1月16日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
副支部長 萩原直幸  
地域長 林 法政  
研修部長 曽根和也

### 税理士会36時間規定研修

## 平成23年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。  
敬具

記

日時 平成24年 2月 7日（火）午後13時00分～17時00分

受付 午後12時30分より

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「平成23年度確定申告研修」

講師 熊谷税務署各担当官

所得税 消費税

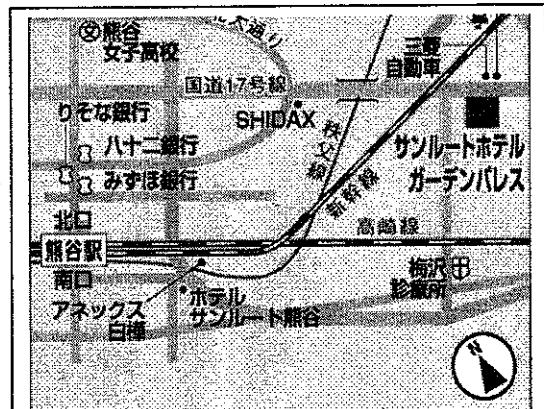
資産税 管理運営

対象 税理士会会員及び職員

費用 資料代 1,000円／1人

単位 4単位

バス 熊谷駅南口 12時30分発



★資料準備の為、1月31日（火）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成24年2月7日の確定申告研修会出席人数

会員 \_\_\_\_\_名 事務所職員 \_\_\_\_\_名 合計 \_\_\_\_\_名

会員事務所名 \_\_\_\_\_

平成 24 年 1 月 16 日  
税務支援対策部 中野

① 確定申告期無料申告相談の日程表について  
群馬県各支部応援者日程表を追加配布しました

② 「税務支援制度の概要」について  
別紙 1 をご覧ください

③ 本日の例会時研修について

④ 電子申告操作研修について（1月 24 日、31 日）

⑤ コールセンター、宇都宮支部無料申告相談の研修について（1月 17 日）

⑥ 宇都宮従事会員（コールセンター、無料申告相談）の旅費請求について  
1 回の従事ごとに「無料申告相談旅費請求書」（別紙 2-1）の作成・提出をお願いいたします（支部事務局宛）。領収書の添付は不要です。  
「平成 23 年分確定申告期における申告相談実施要領集」22 頁、「旅費請求にあたっての留意事項」（別紙 2-2）をご覧ください  
《旅費請求の流れ》

従事会員 ⇒ 「無料申告相談旅費請求書」提出 ⇒ 熊谷支部 ⇒ 「県及び支部をまたがって無料申告相談等の従事会員旅費請求書」提出 ⇒ 本会

⑦ 税務支援の傷害保険について

・別紙 3 をご覧ください

※宇都宮従事会員（コールセンター、無料申告相談）が宿泊する場合について

宿泊を伴う場合には個別に傷害保険の契約を行います。

この場合、事前に関東信越税理士会事務局神山さん（048-796-4561）へ連絡をお願いいたします。従事 1 日で前泊、後泊する場合も含みます。できれば宿泊日より 1 週間前までに連絡をいただきたいとのことです。

89年1月

## 税務支援制度の概要

平成24年1月16日  
税務支援対策部 中野

### ○税務支援の趣旨

税理士法は税理士の使命について「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定する（税理士法1条）。

↓

社会公共的の使命⇒税務援助事業

社会貢献的の使命⇒税務指導事業

両者を税務支援業務

### ○税務支援対象者

- 1 税務援助対象者～小規模納税者＝「事業所得者・不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く）のうちで前年分所得金額300万円以下の者（商工会については前年分所得金額400万円以下の者）。消費税課税事業者は基準期間課税売上高3,000万円以下の者」。
- 2 税務指導対象者～給与所得者及び年金受給者で税理士会が税務指導を必要と認める者。

### ○税務支援の内容

- 1 独自事業～税理士会が独自で主体的に実施しているもの
  - ・事務局等での税務相談所
  - ・会員事務所における無料税務相談
  - ・支部会場（各支部が設営した会場）における無料税務相談
  - ・11月26、27日実施の東日本大震災税務相談、2月実施予定の仙台市での税務相談
- 2 受託事業～税理士会が国又は地方公共団体から入札の上、受託して実施しているもの
  - ・記帳指導
  - ・各種説明会
  - ・確定申告期における無料申告相談
  - ・確定申告期における電話相談（コールセンター）
- 3 協議派遣事業～国もしくは地方公共団体またはその他の団体（商工会議所・商工会・青色申告会・農業協同組合等）との協議に基づき実施しているもの
  - ・商工会議所等での決算及び申告作成指導
  - ・市町村での税務及び会計相談
- 4 税務支援隣接事業～銀行等が実施する特設会場での税務相談
  - ・銀行、不動産会社等が実施する税務相談

※詳細は『税務支援制度ガイドライン（改訂版）』（平成22年12月発行）をご覧ください。

平成24年 月 日

## 無料申告相談旅費請求書

支部長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

 従事会場 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 会場 従事日 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_月 \_\_\_\_日旅費明細

請求科目	区間等	特記事項	金額(円)
合計		¥	

## 旅費請求にあたっての留意事項

1. 平成23年分確定申告期において県及び支部をまたがって無料申告相談に従事された場合（埼玉県各支部からコールセンター宇都宮サテライトに従事された場合も含む）、交通費をお支払いたします。詳細は「平成23年分確定申告期における申告相談実施要領集」22ページの別紙4「県及び支部をまたがって無料申告相談等に従事される会員にかかる旅費の取扱いについて」（以下、「旅費取扱い」という。）を御覧ください。
2. 別紙請求書は、従事された会員が個別に提出するための書式で、一回の従事ごとに一枚づつ作成し支部に提出してください。
3. 二日間以上にわたって同一会場で連続して従事される場合も、旅費取扱いでの宿泊費（6,000円）をお支払する要件となります。宿泊を伴って従事いただいた場合、従事日に従事期間を記入され宿泊費を御請求ください。
4. 旅費明細の請求科目には、「電車賃」、「バス代」、「ガソリン代」、「タクシーレンタカー料金」並びに「宿泊費」等を御記入ください。
5. 区間等には移動した区間を御記入ください。駐車料金の場合は、「会場周辺」、「最寄駅周辺」など駐車した区域名をお書きください。宿泊費の場合、空欄で構いません。
6. 交通費の中に「新幹線」、「特急」、「有料道路」等の料金が含まれる場合、その旨を特記事項欄に御記入ください。
7. 旅費明細の各項目は、お手数でも片道づつ、移動手段ごとに分けて御記入ください。
8. 旅費請求にあたって領収書等の添付は必要ございません。

## 税務支援の傷害保険補償内容について

- 1 保険種類：普通傷害保険
- 2 保険期間：平成23年6月1日から平成24年3月31日の10ヶ月間
- 3 被保険者：税務支援にかかる税理士
- 4 補償内容：税務支援業務のために自宅出発してから帰宅する間の傷害事故
- 5 保険金額：死亡保険金 1,000万円  
     後遺障害保険金 1,000万円～30万円（障害の程度に応じて）  
     入院日額 10,000円  
     通院日額 5,000円

### 6 連絡先等

万一、事故にあった際、下記あて御通知ください。通知いただく際、保険証券番号が必要となります。次のとおりです。

【保険証券番号】 8104155511

【連絡先】 株式会社 損害保険ジャパン本店火災新種保険SC部第一SC課

電話 03-3349-4654

なお、夜間・休日事故サービスセンターの連絡先は以下のとおりです。

(株) 損保ジャパン・ハートフルライン

0120-727-110

【受付時間】 平日（月～金）17時～翌9時

土日祝日（損保ジャパン休日含む）24時間

### 7 傷害保険が適用される税務支援事業について

傷害保険が適用される税務支援業務は、平成23年6月1日から平成24年3月31日における次の事業です。

- (1) 臨戸方式による個別記帳指導
- (2) 無料申告相談（6月個別相談・11月～12月個別相談・確定申告期）
- (3) 申告案内コールセンター
- (4) 年金説明会における申告相談
- (5) パソコン会計記帳指導
- (6) 各種説明会等での講師
- (7) 協議派遣方式により実施される税務支援業務
- (8) 独自事業のうち、常設型（税務相談所における）税務支援及び会場型（本会が独自に設営する会場における）税務支援
- (9) 「特設の会場で行う税務相談に関する実施要領」に基づき実施される税務相談業務（金融機関等による税務相談業務など）

※ 宿泊を伴う税務支援の場合、上記適用はありません。その場合、別途、傷害保険の契約を行う関係で、従事される日前に、関東信越税理士会事務局（担当：神山 重 048-796-4561）まで、御連絡ください。

## (3)平成23年分「無料申告相談(熊谷支部受入れ分)従事税理士人員一覧表(派遣者分)

日付(西暦)	曜日	計	支部名	氏名	支部名	氏名	支部名	氏名	支部名	氏名	支部名	氏名	支部名	氏名
2月24日	木	7	2	藤岡	設楽	智	藤岡	椎崎	恵二					
2月25日	水	7	5	桐生	石原	照久	桐生	自崎	克行					
2月26日	木	7	5	桐生	尾花	克彦	桐生	福田	秀幸					
2月27日	金	6	4	伊勢崎	東地	武晴	伊勢崎	石原	毅					
2月28日	火	6	4	伊勢崎	栗地	武晴	伊勢崎	石原	毅					
2月29日	水	6	4	館林	岸川	信彦	館林	成木	正巳					
3月1日	木	6	4	館林	重永	裕文	館林	久保田	早翠					
3月2日	金	6	4	館林	早川	健純	館林	星野	直樹					
3月3日	火	6	4	高崎	石井	明	高崎	内田	好子					
3月4日	水	6	4	高崎	小坂善	敬之	高崎	中澤	明美					
3月5日	木	6	6	0										
3月6日	金	6	6	0										
3月7日	火	6	6	0										
3月8日	水	6	6	0										
3月9日	木	6	6	0										
3月10日	金	6	6	0										
3月11日	火	6	6	0										
3月12日	水	6	6	0										
支部計		36	24											

\*合計20名【高崎4名・桐生4名・伊勢崎4名・館林6名・藤岡2名の派遣】

**税理士事務所における無料税務相談日程表**

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		木島重雄	2月 10日	柴崎 健	2月 8日
相原信夫	2月 2日	甲田嘉六	13日	曾根邦夫	13日
新井重道	2日	櫻井則彦	14日	染谷茉美子	14日
氏家健二	6日	嶋田洋一	13日	竹村宗一	14日
岡本祐一	8日	清水 武	14日	富田秀昭	2日
荻野八郎	1日	清水茂昭	14日	長谷部信行	15日
嶋田 茂	1日	鈴木 昇	15日	長谷部好一	15日
曾根和也	3日	高橋泰三	15日	福島泰彦	3日
納見 宏	3日	高橋勤二	15日	堀野富士夫	1日
野本年信	9日	田代充雄	9日	武藤伸悟	1日
西田政隆	10日	中村尚和	3日	茂木信次	1日
原田 徹	13日	能見孟俊	9日		
松島宏明	13日	橋本久夫	6日		
本塙文雄	14日	増田俊樹	2日		
本塙雄一郎	14日	森田正男	2日		
吉留良平	10日	山崎浩成	9日		
渡辺 実	15日	陸名久好	3日		
渡辺 保	15日	龍前篤司	10日		
渡辺雅江	15日	渡邊慶二	8日		
相馬広明	1日			南部地区	
				伊東修二	2月 3日
				伊藤新吾	3日
				大山 進	1日
東部地区				大山 亨	1日
天笠裕司	2月 2日	西部地区		大久保秀彦	2日
飯島賢二	3日	荒木茂人	2月 3日	金井千尋	2日
石井喜浩	6日	石澤利一	6日	木村和吉	6日
石川利吉	6日	江森 武	6日	林 法政	2日
市原忠男	8日	大谷廣安	1日	林 正浩	2日
岩井恒夫	1日	大谷宏一	1日	原 靖	13日
小野博行	1日	小野澤克則	2日	蛭川高鏡	6日
加藤一郎	9日	柿沼和歌枝	3日	藤野佳子	3日
桙沢邦夫	8日	小島周二	2日	水野利男	15日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
水野敦史	2月15日	萩原直幸	2月13日	寺山智久	2月 2日
三村二郎	6日	橋本泰久	2日	中野敦夫	1日
三村万造	8日	藤井一雄	3日	中村久三郎	2日
森戸 裕	14日	堀越雄司	9日	中村文男	2日
安原 猛	9日	前嶋修身	10日	中村敏行	14日
横室英雄	10日	前島義邦	14日	灰野耕二	3日
吉田武夫	6日	前島義徳	14日	萩原 篤	6日
		山川宏之	6日	濱野高志	2日
		吉田嘉高	2日	福島 昭	15日
		吉田貴之	2日	福島繁夫	15日
		櫻井富美子	2日	藤元豊治	3日
				横村又彦	13日
北部地区					
姉崎正一	2月 2日	深谷地区			
井上博司	6日	秋池正江	2月 1日		
井上征夫	8日	足立憲夫	2日		
大島孝夫	3日	内田守一	3日		
柿沼明男	1日	大久保匡志	6日		
亀村昌雄	6日	荻野 薫	8日	大里地区	
金子治夫	1日	荻野正博	8日	新井 叶	2月 1日
木本英男	1日	笠原行男	2日	新井政雄	3日
木本純二	1日	金子良光	10日	黒瀬 進	6日
小田部安彦	6日	木藤久丹江	9日	小林喜一郎	2日
小林 勇	8日	黒須克仁	15日	小林賢一郎	2日
小林拓人	13日	小暮隆史	13日	橋本則彦	13日
澤田勝利	9日	高岡 洋	6日	南 絹代	14日
鈴木康夫	2日	高橋 鐵	8日	山本文子	9日
須永栄子	6日	高橋信雄	10日	吉橋 徹	10日
寺山喜三郎	2日	高橋幸一	10日		
戸井田浩	10日	武田 哲	3日		
戸井田利夫	3日	塙原昭二	14日		
長澤久雄	15日	土屋政信	14日		
中村武司	10日	角田房司	2日		

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式 1 号

申告書提出月日を記入してください

電話による相談	件	いずれか一つの該当項目に○印 <input type="checkbox"/> 有料分に○印
---------	---	---

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

# お ね が い

税理士でない者が、納税者の代理をしたり、申告書等税務書類の作成をするとか、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得とか、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしども税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

---

支部 担当税理士